

労働契約上労働の義務がない日のことです。いわゆる会社の「公休日」を指します。

法定休日 少なくとも1週間に1日 (4週4休) 与えられる休日

法定外休日 企業が独自の基準で設けている休日

法定休日 + 法定休日

本来労働の義務がある日（＝労働日）に企業が労働義務を免除している休みのことです。

(1) 法定休暇 社員の特典として使える休暇

(2) 特別休暇 福利厚生として企業が独自に与える休暇

[illegible]